

高知県病院事業会計補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、高知県病院事業会計補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、病院事業の合理的かつ健全な運営を図るため、公営企業局(以下「補助事業者」という。)が行う病院事業に要する経費の一部に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 前条に規定する補助対象事業(以下「補助事業」という。)の補助対象経費及び補助率は、別表第1に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条第1項に規定する申請書及び関係書類の様式は、別記第1号様式によるものとする。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の申請が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、通知するものとする。

(補助事業の変更)

第6条 補助事業者は、交付決定を受けた補助事業について、次の各号に掲げる変更をする場合は、事前に別記第2号様式の変更承認申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更するとき(当該事業の目的及び仕様に及ぼす影響が軽微である場合を除く。)
- (2) 補助金の交付決定額の増額又は20パーセントを超える減額
- (3) 補助対象事業区分ごとに配分された額の20パーセントを超える額の相互流用

(補助事業の中止又は廃止)

第7条 補助事業者は、交付決定を受けた補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に別記第3号様式による補助事業中止・廃止承認申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。

(補助の条件)

第8条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (2) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない

らないこと。

- (3) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得した財産については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）」に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (5) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (6) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
- (7) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (8) 補助事業の実施に当たっては、別表第 2 に掲げるいずれかに該当するものを契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

（概算払）

第 9 条 補助事業者は、補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第 4 号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第 10 条 規則第 11 条第 1 項に規定する実績報告書の様式は、別記第 5 号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して 30 日を経過した日又は翌年度の 5 月 18 日までに知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、第 8 条第 6 号ただし書の規定により交付申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、第 8 条第 6 号ただし書の規定により交付申請した場合は、第 1 項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第 6 号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

（補助金の額の確定）

第 11 条 知事は、前条第 1 項の実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、補助事業の成果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

(補助金の交付)

第12条 補助金は、前条の規定により交付すべき額の確定を行った後に交付するものとする。

(交付決定の取り消し)

第13条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助事業の目的を達成し得なかったとき。
- (3) 補助金を当該補助事業の目的以外の用途に使用したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、補助金に係る法令、規則及び要綱の規定に違反したとき。

(報告等)

第14条 知事は、必要がある場合は、補助事業者に対して補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(グリーン購入)

第15条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県の定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第16条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年3月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月23日から施行し、令和4年度事業から適用する。

別表第1（第3条関係）

補助対象事業及び補助対象経費	補助率
1 災害復旧に要する経費	定額
2 建設改良に要する経費	
3 病院事業の運営に要する経費 （院内保育所の運営に要する経費、経営基盤強化対策に要する経費（注）、職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費及び職員に係る児童手当に要する経費のうち、一般会計が地方公営企業会計へ繰り出す経費として、国が定める繰出しの基準に基づき算定した経費）	
4 病院事業に係る本庁事業に要する経費	
5 その他知事が特に必要と認める経費	

（注）医師及び看護師等の研究研修に要する経費、病院事業会計に係る共済追加費用の負担に要する経費、公立病院改革の推進に要する経費及び医師確保対策に要する経費とする。

別表第2（第8条関係）

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等とその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記第1号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

高 知 県 知 事 様

申請者
住所
氏名

補 助 金 交 付 申 請 書

高知県補助金等交付規則第3条第1項の規定により、 年度高知県病院事業会
計補助金の交付を関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業の目的及び内容
- 2 補助事業の遂行計画
- 3 交付申請額 円
- 4 補助対象期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 5 添付書類
事業実施計画書（別紙のとおり）

(別紙)

年度高知県病院事業会計事業実施計画書

事業区分	主な事業内容	補助金申請額
1 災害復旧に要する経費		円
2 建設改良に要する経費		円
3 病院事業の運営に要する経費		円
4 病院事業に係る本庁事業に要する経費		円
5 その他知事が特に必要と認める経費		円
合 計		円

※補助金申請額一覧表（任意様式）を添付すること

別記第2号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

高 知 県 知 事 様

申請者
住所
氏名

補 助 金 変 更 承 認 申 請 書

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付決定通知を受けた 年度高知県病院事業会計補助金について、下記のとおり変更したいので、高知県病院事業会計補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更理由及び内容

2 変更交付申請額

変更交付申請額 (A)	既交付決定額 (B)	差 引 額 (A)-(B)
円	円	円

3 添付書類

事業実施変更計画書（別紙のとおり）

(別紙)

年度高知県病院事業会計事業実施変更計画書

事業区分	主な事業内容 (変更箇所のみ記載)	補助金申請額	
		変更前	変更後
1 災害復旧に要する経費		円	円
2 建設改良に要する経費		円	円
3 病院事業の運営に要する経費		円	円
4 病院事業に係る本庁事業に要する経費		円	円
5 その他知事が特に必要と認める経費		円	円
合 計		円	円

※変更後の補助金申請額一覧表（任意様式）を添付すること

別記第3号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

高 知 県 知 事 様

申請者
住所
氏名

補 助 事 業 中 止 ・ 廃 止 承 認 申 請 書

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付決定通知を受けた 年
度高知県病院事業会計補助金について、中止・廃止したいので、高知県病院事業
会計補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

記

中止・廃止理由

別記第4号様式（第9条関係）

概 算 払 請 求 書

金 円

うえの 年度高知県病院事業会計補助金（決定通知番号 高知県指令 第 号）を概算交付されるよう請求します。

記

補助金交付決定額 円

既 交 付 額 円

今 回 請 求 額 円

年 月 日

高 知 県 知 事 様

申請者
住所
氏名

別記第5号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

高 知 県 知 事 様

申請者
住所
氏名

補 助 事 業 実 績 報 告 書

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付決定通知を受けた 年
度高知県病院事業会計補助金について、高知県病院事業会計補助金交付要綱第10条
第1項の規定により、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業実績の内容
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 補助事業実績額 円
- 4 添付書類
事業実施報告書（別紙のとおり）

(別紙)

年度高知県病院事業会計事業実施報告書

事業区分	主な事業内容	補助金実績額
1 災害復旧に要する経費		円
2 建設改良に要する経費		円
3 病院事業の運営に要する経費		円
4 病院事業に係る本庁事業に要する経費		円
5 その他知事が特に必要と認める経費		円
合 計		円

※補助金実績額一覧表（任意様式）を添付すること

第 号
年 月 日

高 知 県 知 事 様

申請者
住所
氏名

年度高知県病院事業会計補助金に係る消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で交付決定通知を受けた 年
度高知県病院事業会計補助金について、高知県病院事業会計補助金交付要綱第10条
第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|-------------------------------|--------|
| 1 補助金の確定額（又は交付決定額） | _____円 |
| 2 実績報告時に減額した消費税仕入控
除税額等 | _____円 |
| 3 消費税の申告により確定した消費税
仕入控除税額等 | _____円 |
| 4 補助金返還相当額 | _____円 |